

# 第12期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 連結計算書類  
「連結注記表」
- 計算書類  
「個別注記表」

## 第12期

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

## 株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社Avenir  
株式会社ヘルスケアDX  
株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所

##### ② 連結の範囲の変更

(新規) ・新規設立による増加

株式会社ヘルスケアDX

・株式の取得による増加

株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## ハ、リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法によっております。

### ③ 繰延資産の処理方法

#### 新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

### ④ 重要な引当金の計上基準

#### イ、貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ、賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

### ⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により一年以内に取引対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。

#### イ、メンタルヘルスソリューション事業

産業医クラウド及びELPISに関しては契約開始日から役務提供の履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識しております。

セミナー、就業判定等の単発の業務に関しては、サービス提供日が属する月に収益を認識しております。

#### ロ、メディカルキャリア支援事業

医療機関に対して医療関係者を紹介する履行義務を負い、常勤の場合は被転職者の入職日が属する月に収益を認識しております。また、非常勤医師の場合は、入職日の属する月から毎月発生する給与に応じて収益を認識しております。

#### ハ、デジタルマーケティング事業

WEB受託制作については、成果物を引き渡す履行義務を負い、成果物の検収日が属する月に収益を認識しております。また、保守及びマーケティング支援サービスに関しては契約期間にわたり収益を認識しております。

- ⑥ のれんの償却に関する事項  
のれんは、20年で均等償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。「以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。また、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	34,005千円
--------	----------

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来の課税所得を合理的に見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断したうえで、繰延税金資産を計上しております。

#### ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得に関する予測は、過去の実績や中期経営計画の売上見込み等を総合的に判断して行っております。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経営環境等の変化により、課税所得の見積りの変更が必要になった場合には、繰延税金資産の計上額が変動し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(新型コロナウイルスの影響による会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの感染拡大による影響については、今後の収束時期を正確に予測することは極めて困難な状況にあります。当該感染症による当社グループの事業に重要な影響は生じていないことから、影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 186,913千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、当連結会計年度において株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所の全株式を取得し子会社化いたしました。当社グループでは、企業結合で発生したのれんを支配獲得日(取得日)に資産として認識しています。のれんは、取得対価の公正価値が、支配獲得日における識別可能資産及び負債の正味売却額を上回る場合にその超過額として測定されます。なお、取得対価は事業計画を前提とした将来キャッシュ・フローに超過収益力を含めて決定しております。

当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されておりません。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の判定は、事業計画を前提とした将来キャッシュ・フロー、過去の実績や中期経営計画の売上見込み等を総合的に判断して行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経営環境等の変化により、将来キャッシュ・フローの見積もりの前提とした事業計画の変更が必要になった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,756千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 9,835,300株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項  
普通株式 23株

(注) 単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

790,000株

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、銀行等金融機関からの借入を行っておりますが、これは主として運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。差入保証金は、本社オフィスの賃貸契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、社内規程に従い、期日・残高管理を行っており、定期的な信用状況を把握する体制としております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、コーポレート本部が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	(182,070)	(175,443)	6,626

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2(*)	レベル3	合計(*)
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	-	(182,070)	-	(182,070)

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

#### 顧客との契約から生じる収益

メンタルヘルスソリューション事業	1,519,486千円
メディカルキャリア支援事業	698,534
デジタルマーケティング事業	70,168
合計	2,288,188

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(5) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

区 分	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	
売掛金	239,445
契約負債	20,005

(注) 当社グループは、紹介した求職者が入社後短期間で退社した場合、紹介先企業から収受した紹介手数料の一部を返金する制度を設けております。当該返金の支払いに備えるため、過去の実績を基礎として算出した返金に伴う損失見込み額を売上高より直接控除する方法により計上し、その返金に伴う損失見込み額を流動負債の「契約負債」として計上しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	66円63銭
(2) 1株当たりの当期純利益	27円19銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	25円13銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2022年12月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の従業員及び子会社取締役並びに子会社従業員に対して新株予約権（以下「第12回新株予約権」という。）を発行することを決議し、2023年1月31日に発行いたしました。第12回新株予約権の概要は次のと



おりであります。

決議年月日	2022年12月15日
付与対象者の区分及び人数※	当社従業員 1名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 5名
新株予約権の数(個)※	1,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)※	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,391
新株予約権の行使期間	自 2027年4月1日～ 至 2033年1月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額(円)	(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3

※新株予約権の割当時(2023年1月31日)における発行内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、100円で有償発行するものであります。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2026年12月期から2028年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された売上高が4,800百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。  
なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除するために合理的な範囲内で目標値の変更を行うことができるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数

を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(多額な資金の借入)

当社は2023年1月17日付の取締役会において、以下の内容にて資金の借入を行うことを決議し、このうち(1)及び(2)については2023年1月31日に実行いたしました。これは、今後の事業拡大に向けた成長投資資金、運転資金、及び納税資金の調達のために実行するものです。

(1)成長資金調達のための借入

1. 借入先 株式会社みずほ銀行
2. 借入金額 200百万円
3. 借入利率 基準金利+スプレッド
4. 借入実行日 2023年1月31日
5. 返済期日 2028年1月31日
6. 担保の有無 無担保、無保証

(2)運転資金調達のための借入

1. 借入先 株式会社みずほ銀行
2. 借入金額 100百万円
3. 借入利率 基準金利+スプレッド
4. 借入実行日 2023年1月31日
5. 返済期日 2024年1月31日
6. 担保の有無 無担保、無保証

(3) 納税資金調達のための借入

1. 借入先 株式会社みずほ銀行
2. 借入金額 200百万円 (未定)
3. 借入利率 基準金利+スプレッド
4. 借入実行日 2023年2月 (未定)
5. 返済期日 2023年8月 (未定)
6. 担保の有無 無担保、無保証

※なお、本借入に関しましては、納税金額の確定に伴い、借入金額を決定するため、現時点では金額等が決定しておりません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

##### 新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により一年以内に取り引対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。

##### イ. メンタルヘルスソリューション事業

産業医クラウド及びELPISに関しては契約開始日から役務提供の履行義務を負い、契約期間にわたり収益

を認識しております。

セミナー、就業判定等の単発の業務に関しては、サービス提供日が属する月に収益を認識しております。

ロ. デジタルマーケティング事業

WEB受託制作については、成果物を引き渡す履行義務を負い、成果物の検収日が属する月に収益を認識しております。また、保守及びマーケティング支援サービスに関しては契約期間にわたり収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 8,811千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来の課税所得を合理的に見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断したうえで、繰延税金資産を計上しております。

#### ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得に関する予測は、過去の実績や中期経営計画の売上見込み等を総合

的に判断して行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

経営環境等の変化により、課税所得の見積りの変更が必要になった場合には、繰延税金資産の計上額が変動し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(新型コロナウイルスの影響による会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの感染拡大による影響については、今後の収束時期を正確に予測することは極めて困難な状況にあります。当該感染症による当社の事業に重要な影響は生じていないことから、影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

**4. 貸借対照表に関する注記**

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,247千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	320,964千円
② 短期金銭債務	264千円

**5. 損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	421,539千円
その他取引高	2,838千円

営業取引以外の取引高

受取利息	7,585千円
支払利息	8千円

**6. 株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	23株
------	-----

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	1,387千円
貸倒引当金	627千円
資産除去債務に係る減価償却費	616千円
未払金	124千円
税務上の繰越欠損金	83,995千円
繰延税金資産小計	86,751千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△76,937千円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△1,003千円
評価性引当額合計	△77,940千円
繰延税金資産合計	8,811千円
繰延税金資産の純額	8,811千円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
子会社	株式会社Avenir	所有 直接 100.0%	関連当事者との 関係	役務の提供 (注1)及び 経営指導料 の受取(注2)	418,170	売掛金	287,646	
				利息の受取 (注3)	7,585	未収入金	29,662	
子会社	株式会社 明照会労働衛生 コンサルタント 事務所	所有 直接 100.0%	関連当事者との 関係	役務の提供、資 金の融通、役員 の兼任、経営の 管理	貸付の実行	20,000	関係会社 長期貸付金	20,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉のうえ決定しております。

2. 当社の管理部門にかかる経費のうち両社で負担すべきと判断した経費について、一定の負担割合に基づいて決定しております。

3. 債権債務に係る利息の利率は、市場金利を勘案して決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	77円10銭
(2) 1株当たりの当期純利益	3円73銭
(3) 潜在株式調整後1株当たりの当期純利益	3円45銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2022年12月15日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の従業員及び子会社取締役並びに子会社従業員に対して新株予約権（以下「第12回新株予約権」という。）を発行することを決議し、2023年1月31日に発行いたしました。

詳細につきましては、連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(多額な資金の借入)

当社は2023年1月17日付の取締役会において、以下の内容にて資金の借入を行うことを決議し、このうち(1)及び(2)については2023年1月31日に実行いたしました。これは、今後の事業拡大に向けた成長投資資金、運転資金、及び納税資金の調達のために実行するものです。

詳細につきましては、連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。